

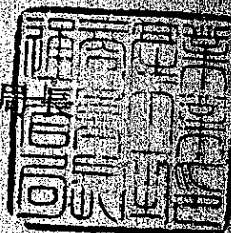
3 / 重局第2003号

昭和31年11月9日



自転車振興会連合会理事 殿

通商産業省重工業局長



地方自治法の解釈について

標記について別紙(写1)のとおり自治庁に照会したところ
別紙(写2)のとおり回答があつたが、その主旨は下記のとおり
であるので通知する。

記

- (1) 回答の一は、自転車振興会が地方公共団体から委任を受けて
年間に実施する競輪の回数のうち半数以上が特定の地方公
共団体からの委任によるものである場合等には、当該自転車
振興会は、当該地方公共団体について問1に掲げる法人に含
まれるとの趣旨である。なお、小型自動車競走会についても
これと同様である。



(2) 上記回答の二は、自転車振興会の理事（常勤、非常勤を問わない。）および監事は問二に掲げる者に含まれるほか、顧問、名誉会長、評議員、相談役のうち法人業務に対し執行力または責任をもつものもこれに含まれるとの趣旨である。なお小型自動車競走会についてもこれと同様である。

上記の主旨により、地方公共団体に対して自転車振興会または小型自動車競走会が(1)に該当する場合には、当該地方公共団体の議会の議員は当該自転車振興会または当該小型自動車競走会の(2)に該当する役員を兼ねることができないと解せられる。なお、地方自治法第92条の2の規定は昭和32年3月1日以降適用されるので、その旨併せて各競輪施行者、各自転車振興会および各小型自動車競走会に周知御配慮願いたい。

別紙（写）

自治

先般地
当該地方
が禁止さ
伺いた

一、自治
条の2
普通地
体の長
者に示

非常勤を
まれるほか
務に対し執
の趣旨であ
様である。

車振興会ま
当該地方公
該小型自動
ないと解せ
昭和32年
論施行者、
御配慮願ひ

別紙(写)

3 / 重局ネ / 082号

昭和31年7月6日

自治庁行政部長 殿

通商産業省重工業局長

地方自治法の解釈について

先般地方自治法の改正に伴い地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対して請負をする法人の役員等となることが禁止されることとなつたが、下記について貴庁の御見解をお伺いしたい。

記

一、自転車振興会および小型自動車競走会は地方自治法第92条の2の「普通地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行

為をする法人」に含まれるか。

二 次に掲げる者は、同法第92条の2の「無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者」に含まれるか。

1. 自転車振興会および小型自動車競走会の

(イ) 理事

① 常勤理事

② 非常勤理事

(ロ) 監事

(ハ) 顧問または名誉会長

(ニ) 相談役

(ホ) 評議員

別紙(写2)

通商産業省重

地方

昭和31年7

あつた地方自治

のとおり解する

問一 自転車振

2条の2の

当該普通地

その団体の

を受けた者

て同一の行

二 次に掲

別紙(写2)

自内行発第19号

昭和31年10月16日

通商産業省重工業局長殿

自治庁行政部長

地方自治法の解釈について

昭和31年7月6日付31重局第1082号をもつて照会のあつた地方自治法第92条の2の規定の解釈については、左記のとおり解するので御了知ありたい。

問一 自転車振興会および小型自動車競走会は地方自治法第92条の2の「普通地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」に含まれるか。

二 次に掲げる者は、同法第92条の2の「無限責任社員、

無限責任社員、
べき者」に含

取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者」に含まれるか。

自転車振興会および小型自動車競走会の

- イ 理事
 - 1 常勤理事
 - 2 非常勤理事
- ロ 監事
- ハ 顧問または名誉会長
- ニ 相談役
- ホ 評議員

答一 自転車振興会又は小型自動車競走会の行う事務のうち特定の普通地方公共団体の競輪又は小型自動車競走実施の事務がその主要な部分をしめている場合においては、当該普通地方公共団体についてはお見込のとおり。

二 イ及びロお見込のとおり。

ハニ及びホ法人の業務に対し何等執行力や責任をもたない場合においては、含まれない。

常
長
監査
車
監査
名誉
会長
顧問
名誉
会長
相談
役
評
議員
3. 振興会
5. 役員
役員
素
文
※ 添付の表開示を要する